

令和4年度 第3回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和4年6月27日

令和4年度 第3回定例総会議事録

1. 日 時 令和4年6月27日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員 (24名)

(柏原地域)	1 番 古倉 一郎	2 番 矢本 規夫	
(氷上地域)	3 番 芦田 義彦	4 番 足立 正典	5 番 金子 隆司
	6 番 徳田 義信	7 番 山本 浩子	8 番 足立 康裕
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 俊哉	11 番 足立 信昭
(春日地域)	12 番 臼井 光茂	13 番 荻野 隆太郎	14 番 近藤 眞治
	15 番 田川 良一	16 番 婦木 克則	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 耕作	19 番 野垣 克巳
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 杉山 重利	23 番 高見 由行
	24 番 橋本 慎司		

○事務局 (3名)

4. 議 事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 4 号 非農地証明願承認について

議案第 5 号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて
(下限面積の設定)

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地の形状変更届について

報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 3 号 公共工事の届出について

5. 閉 会

1. 開会

○議長 それでは会議を始めたいと思います。

ただいまより、令和4年度丹波市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

初めに、岸本会長より御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (あいさつ)

○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催についての報告をお願いします。

○事務局 本日の定例総会は、24名の農業委員、全員ご出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できることをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号7番の山本浩子委員、議席番号8番の足立康裕委員、両委員にて、議事録署名委員として、お願いいたします。議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号17番 ～

～ 議案第1号 賃貸借権設定 番号1番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、7ページに図面はつけております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

補足ですが、この土地につきましては、以前から譲受人が所有者から借り受けられ、耕作されておりました。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、8ページに地図はつけております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

道路沿いの畑の土地につきましては、栗を植えられるということで、新植される場所が分かる図面も添付いただいております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 議席番号〇番の〇〇ですが、8ページの図面によると、3条申請のところに、何か建屋のような点線で囲われたものがあるのですが、これは何ですか。

○委員 これは〇〇になります。

○委員 分かりました。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番～番号6番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会からの確認報告ですが、番号3番、番号4番、番号5番について、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、9ページに図面は添付しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、10ページに

図面を添付しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

譲受人の現住所が〇〇府でございますが、8月より10ページの図面を見ていただいたら分かりますように、この農地を買われる土地の道で囲まれた区域にある住居に転居される予定でございます。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、農地を売買により取得し、新たに経営を開始したいというもので、図面は11ページに示しています。

申請地の〇番〇は、自宅の横から進入し、果樹を栽培予定で、もう1筆の〇番〇も、果樹を栽培されています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 この番号4番の案件は、拠点がございますでしょうか。

○委員 先ほども説明しましたように、10ページの図面見ていただきますと、ちょうど斜線の入っている部分の中に、住宅がありますね。そこが、拠点になります。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃる

ますので、該当委員退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 番号6番について、氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページ、13ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

また、この農地につきましては、一部作業委託をされるということで、伺っております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号7番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は14ページに示しています。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号8番～番号10番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告ですが、番号8番については、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 番号8番について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号8番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものでございます。図面は15ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 番号9番、番号10番について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、農業を新たに始めたいというもので、図面は16ページに示しております。

譲受人は、農地と一緒に居宅、農機具も譲り受け、年間250日程度、農作業に従事するという予定でございます。全部畑として利用し、葉物野菜、根菜類、イモ類を中心に栽培される予定でございます。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１０番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１０番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は１７ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお譲受人は、地域の中心的な担い手であり、申請地に隣接する農地にビニールハウスを建てており、今回の農地と合わせて一体的に利用したいというものです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号１１番～番号１５番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１１番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１１番は、あぜの一部、農地を無償で譲渡するもので、図面は１８ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１２番から番号１５番までを、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１２番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１９ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続いて、番号１３番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図

面は19ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号14番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は20ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号15番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号11番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。

番号12番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

番号14番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号１６番、番号１７番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１６番、番号１７番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２２ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号１７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は２３ページです。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１６番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１６番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１６番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１７番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１７番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１７番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、２４ページ、農地法第３条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、賃貸借権設定、番号１番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、○○が賃貸借権を設定し、経営規模を拡大したいということで、図面は25ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ○○は全部で、これでどのぐらいの耕作面積になりましたか。

○事務局 現在、権利設定がされておりますのが、11,648平米でございますので、今回の分を足しますと、約1.4反になるかと思います。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番～番号3番 ～

○議長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号1番は、一般住宅を建設するために転用しようとする申請です。図面は28ページに示しているとおりです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地と考えます。

申請する南側の農地と1筆の畑でしたが、全部で700平米程度あり、広過ぎるということで、今回分筆をされました。残りの分は畑として野菜を栽培するというふうに聞いております。隣接所有者、地元等の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号2番は、住宅敷地に隣接する農地を、庭として利用するための申請です。図面は29ページに示しております。

申請地の農地区分は、〇〇(公共施設)から300メートル以内に位置するために、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限であり、南側駐車場とフェンスで仕切られており、申請人としては、庭として使用したいという計画で、資金証明も確認しております。

地域委員会としましては、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、農業用倉庫と駐車場に転用するための申請です。図面は31ページに示しています。

申請地の農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地のため、その他の第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

また転用面積は、事業計画に対して妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

なお、現地を確認したところ、平成30年頃に農業用倉庫が建設されております。始末書も添付されています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号9番 ～

～ 議案第3号 賃貸借権設定 番号1番～番号3番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番～番号3番 ～

○議長 続いて32ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番～番号5番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会からの確認報告ですが、番号3番、番号4番、番号5番につきましては、一体的なものでございますので、併議とさせていただきます。

それでは柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、店舗を建設するために転用しようとする申請です。図面は、35ページ、36ページに示しているとおりです。

農地区分は、街区の面積が5,627平米、宅地の面積が2,761平米で、宅地の割合が49.1パーセントとなりますので、40パーセントを超えているので、第3種農地と考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が御説明します。

番号2番は、農地を売買により取得し、露天駐車場として利用するための申請です。図面は37ページに示しているとおりです。

申請地の農地区分は、街区に占める宅地の割合が40パーセントを超えているため、第3種

農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られて、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

譲受人については、現在駐車スペースに困られており、その上事業の拡大も計画され、夜も施設を営業すると聞いております。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

続いて、番号3番、番号4番、番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番、番号4番、番号5番は、農地を売買により取得し、一般住宅と露天駐車場として利用するための申請です。図面は38ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため、第2種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、番号3番、番号4番、番号5番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 ちょっとお尋ねするんですけど、申請地の南側、2枚の間に白地の部分があるんですけど、これは里道か何かなんですか。これも一緒に所有権移転するん。

○委員 どの部分ですか。

○委員 〇番〇と〇番〇の間に。

○委員 これ里道なんですよ。これもまた購入されるということになっています。

○議長 よろしいですか。

○委員 分かりました。

○委員 こちちょっと、県道〇〇号線と市道の中に挟まれたようなところで、ここ使い勝

手が悪いところなんです。

○委員 これ一体で利用されるんやね。

○委員 そうですね。

○議長 住宅と。

○委員 住宅と駐車場です。

○議長 住宅が北側。

○委員 そうです。○番○あたりが住宅になると聞いております。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番、番号4番、番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番、番号4番、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号6番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号6番は、贈与により取得し、露天駐車場、進入路として利用するための申請です。図面は、29ページ、30ページに示しております。

地図の下の方にある三角の小さな土地です。

申請地の農地区分は、○○(公共施設)から300メートル以内に存在するため、第3種農地と判断されます。

申請人は、隣接する土地に社宅や物置を所有しており、今回の申請地を、進入路・露天駐車場として利用したいというものです。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと考えます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等ございませんか。

○委員 さっきの図面を見せてもらおうと、斜線が入っているのが申請地だけでなく、どういうの。四角い形になっているわけですけど、この現況としては、畑の分いうのは三角の部分だけなのか、この斜線になっとる部分まで畑なのか。現況はどういうふうになっているか教えてください。

○委員 この申請地は19平米という小さいものなんですけど、30ページの図面を見ていただきますと、細い線で囲っておるのが申請地で、その上側にある三角地は、何とか○○って書いて

あるところの宅地の部分なんです。で、利用、どういうんですか。ここの倉庫へ入る利用のために、四角い進入路として、その斜線が入ってるさらに上側に空白の部分がありますが、そこ進入路に使っていたんですが、この四角い部分は、利用上四角い部分がないと利用できへんの、四角く使っていたと。けど半分上は宅地やということになります。利用で、この三角やったら使えませんが、ここの〇〇の宅地の部分やけど、畑として使ってたということになります。真っすぐでないといいにくいので。だから利用上、四角になってる。けど、登記簿上の実質の畑の部分は、この太い線の三角の部分だけということです。

ですから利用の都合上、四角い部分を使っている。

○委員 ちょっと分からへんな。

○委員 斜線が入るとる部分というのは、現況畑と。

○委員 畑です。

○委員 四角い形の畑。

○委員 四角い畑。

○委員 いうことでよろしいですね。

○委員 はい。

○委員 今回申請地は三角で申請されていますが、農地法では現況農地と、登記上の農地については、手続が必要やというふうになっと思ったと思うんです。現況畑であれば、これの手続は必要ないのかどうか、ちょっと教えてください。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

今回の申請地の北側になるかと思いますが、別地番でございまして、登記地目は宅地でございます。面積が85平米でございます。

春日地域委員会から報告がありましたとおり、現状何か耕作をされているかということ、耕作はされていないということであります。登記地目が宅地、それから作物が栽培されていないところから、農地転用の許可は不要ということで、春日地域委員会で判断されたということでございます。

○委員 この上側に〇番〇という土地がございまして、それと同じ土地なんです、現況は、畑地のようであるけど、現在は使ってなくて、マルチはしてあります。

○委員 すいません。もう一回改めて、確認をさせていただきたいと思います。

この斜線の部分について、現況はどういうふうになっていますか。

○委員 現況は、三角の申請地と同一レベルで、同じ高さの四角い敷地のような格好になっています。でマルチが全部敷いてあります。

○委員 すいません。〇〇ですけど、これ黒い枠が外れとるところ、地図で言うと畑のマークがどこなん、畑のマーク。この今、申請地外の部分、このVみたいなやつ畑のマークが、多分小学校の社会で出てくるんですけど。この2つ3つ入っと思うんですけど。これがあるんでちょっとややこしくなる。だって、この枠の中に入っていますもん。この枠の中も入っていて、なると何かややこしいっていう。事務局と、僕らと地域委員会で打合せしたりするんですけど、これややこしいやん。そうおっしゃるのであれば、これもう最初から議案書自体が、畑のマーク自体が要らない。

○議長 春日地域委員会。

○委員 春日地域委員長がおっしゃったと同じような意味なんです、現況は農地性の非常

に低い農地だと思います。で、我々が現地を行ったときに、非農地証明願でもいけるんじゃないかというようなレベルなんですけど、本人の申請が4条申請で出てきておりましたので、こういう形でいっていると、こういう状態です。だから、マルチは外されますけども、めくったらどうなっているか分かりませんが、現況は農地性が非常に低い状態だと思います。したがって、農地以外の宅地部分を農地と見て、わざわざその部分を、申請すべきものじゃないんじゃないかなというふうに、地域委員会では判断しました。

宅地部分を、じゃあ農地として使いなさいと言うても、使えへん。小さいわずかな、小さい面積ですし、畑としての利用価値はない状態です。

○委員 すいません。春日地域委員会は、この今、三角の申請部分の上側ですね。農業委員会は現況主義でございますので、その作るところが宅地であれば宅地で、農地やったら農地なんです。春日地域委員会は、その上の部分は、現況はどうなんですか。

○委員 これは農地性が非常に低いと判断しました。

○委員 農業としてやっていけないと。

○委員 そういうふうに判断してる。

○委員 現況農地ではないと。

○委員 ということで、ここ4条申請出されとった。非農地証明願が出されとったら、非農地証明願でも、行くかも分かりません。そういう状態です。

○委員 一体として利用されとったようなこともお聞きしたわけですけども、今回の申請地については、十分農地性があると、農地として利用されているということで、よろしいですか。

○委員 使えます。

○委員 宅地登記であっても農地であれば、現況農地であれば、手続が必要。ほいで登記上農地であれば、現況が農地でなかったら、始末書なり何なりが必要というふうに思います。で、それがどっちもないと。始末書ないから、この三角のほうについては、当然農地、現況農地であるというふうに理解できる。それと同じ斜線が書いてあるところであるので、この分は登記上宅地であっても、農地性があるんじゃないかというふうに、ただ推測をしてお尋ねをしたところなんです。

そこで、宅地登記の分については、農地性はない、現況農地ではないと、はっきりおっしゃっていただければそれでよいし、申請地は現況農地であると、はっきりおっしゃっていただければそれでええわけですけど、ちょっと今の話では、どっちなんやっていう感じで、議事録もこれありますんで、こういう議論をして、決定というところにちょっと不安があるので、もうちょっとははっきりしたことで、進めていただけたほうがええと思いますけど。

○委員 分かりました。ここに図面も写真もあるんですけどね。

○議長 ちょっと待ってください。暫時休憩後、もう一度答弁していただきますので、一旦暫時休憩を取りたいと思います。

(休憩)

(再開)

○議長 休憩を解きまして、ただいまより再開をしたいと思います。

先ほどの件につきまして、春日地域委員会から再度、確認報告をお願いいたします。

○委員 先ほどもあったんですが、斜線等、再度確認をいたしまして、前回の報告を修正させていただきます。

この太線のある上側の宅地の部分は、木が伸びて、それから花等が植わっておりまして、これは宅地として認めました。

それから今回の申請地につきましては、地目を現況畑として、確認いたしました。

○議長 それでよろしいですか。図面の、畑のマークが間違っておったということです。この部分につきましては、モミジとか、花が植わっているので、庭、宅地と確認、宅地の一部であるという形で判断をし、三角の部分だけが農地だということで、今回の申請を受けておりますという御報告です。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

議案書の訂正をお願いいたします。

30ページの図面、太い黒枠の下側ですけれども、地図記号で畑が、2カ所ございますが、こちらは削除をお願いしたいと思います。

事務局からは、以上です。

○委員 この黒枠で囲ってあるこの四角い土地ですけれども、これ新たに分筆されたのか、それとも前からこういう分筆処理が、この登記上このようになっていたのか、それだけ教えていただきたいです。

○議長 事務局。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

本申請地につきましては、昭和41年6月9日に分筆がされております。

○議長 三角の部分だけが分筆。

ほかに質問、意見等はございますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

山南地域の番号7番、番号8番は併議とさせていただきます。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番、番号8番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番と番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号7番と番号8番は、農地を売買により取得し、資材置場として利用するための申請です。

6月6日に農振除外申出が通っております。図面は、39ページに示しております。

申請地の農地区分は、〇〇(鉄道の駅)から500メートル以内の第2種農地と考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のもので、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番、番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番、番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号9番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号9番は、農地を売買により取得し、露天駐車場として利用するための申請です。図面は40ページ、41ページに示しております。

申請地の農地区分は、第1種、第2種、第3種農地のいずれの農地にも当てはまらない、生産性の低い小集団の農地であり、その他農地、第2種農地と考えられます。

41ページの図面を見ていただくと、斜線の部分が現況で、現在工場が建っているところです。で、上の白い余白のところですね。「申請建物」というのが書いてあるんですけど、工場を拡大したいということで、ここに工場を設置予定です。

実を言いますと、ここの工場のほうの設置予定のところが、現在従業員、また来客者用の駐車場となっております。ところがこれが工場を建てたいというところになれば、駐車場がなくなるので、どうしても駐車場を確保しなきゃいけない。ということで、横にありますこの斜線の部分ですね。この農地を露天駐車場として、利用していきたいということの申請であります。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号に該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決

定いたします。

42ページ、農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、賃貸借権設定、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号1番につきましては、露天駐車場ということで、賃貸借権を設定したいということでございます。図面につきましては、43ページに示しています。

ここにつきましては、図面にありますように、〇〇という会社がここに事務所を据えておりますが、この駐車場が手狭になったということで、すぐ隣接しております、30メートル離れてございますけども、ここを駐車場として使用したいということでございます。

農地区分でございますけども、〇番〇につきましては、これは農振区域外ということでございまして、第1種、第2種、第3種農地でもないという、その他の農地ということで、第2種農地と考えられます。

また、〇番〇については、特定土地改良事業等の施工区域内の農地であるため、第1種農地と判断されますが、転用目的が集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由に該当すると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られておりまして、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容には問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号2番について、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番は、借人が、露天駐車場として利用するために、貸人との間で賃貸借権を設定するものであります。図面は44ページ、45ページに示しております。

申請地の農地区分は、〇〇（公共施設）から300メートル以内に位置するため、第3種農地と判断されます。

この農地につきましては、代替地も検討した結果、農振除外の手続もされており、その後の手続きも完了した土地であります。

この店舗は、非常に客数が多く、近隣の〇〇が閉店した後、30パーセント客数が増加し、地元としても、隣接する交差点の混雑を考えると、至急駐車場を確保する必要があり、今回の申請となりました。

転用することの隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。特に、周辺農地の排水路の確保など、確実に担保されることを確認しております。

転用面積は、事業内容に見合ったものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、30年を期間とする賃貸借契約書の写しも添付をされており、確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 聞き逃しとったんかもしれへんけど、第1種農地の例外規定のどれに該当するのか教えてください。

○議長 事務局。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

端的に申し上げますと、第1種の例外の中の、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設というものに該当しています。

○議長 ○○委員。

○委員 議席番号○番、○○です。

番号1番なんですけども、いわゆる露天駐車場、恐らく従業員さんの駐車場だと思います。大体何台ぐらい計画として、図面として上がってるのか。台数を確認したいんですけども、お願いします。

○委員 23台の予定になります。

○委員 了解しました。

○議長 ほかに質問、意見等、ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、賃貸借権設定、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号3番は、公民館の露天駐車場として利用するため、賃貸借権を設定し、転用する申請です。図面は46ページに示しています。

令和4年1月に、除外申出を審議していただいた農地で、土地改良事業が実施されている第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設のため、例外的許可事由に当たると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

賃貸借契約書も添付されており、また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、農地法第5条の規定による、農地等の使用貸借権設定許可申請承認についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号1番は、譲受人が一般住宅を新築するため、親子間で使用貸借権を設定し、転用する申請です。図面は48ページに示しているとおりです。

申請地は、第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由になると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

使用貸借契約書も添付されています。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号2番につきましては、親子間ということでございまして、ちょっと名字が違っておりますけれども、娘婿さんになります。使用貸借権を設定するということでございまして、一般住

宅、露天駐車場、花壇等として転用する申請です。

農地区分は、〇〇（インターチェンジ）の入り口から３００メートル以内ということでございまして、第３種と考えます。

こちらの案件は、疎明書が添付されております。現在は、畑として利用し野菜等を作っておられたんですけども、実はすぐ近くに住んでおられる娘と貸出人とこちらで一緒に暮らして、そこに住宅を建てたいということで、３年前から計画されておりました。

４９ページの地図を見ていただいたら、南側は市道がございまして、右側ですね。家屋がありますけども、その家屋の南側に畑がございまして、この貸出人の妹さんの土地だということでございます。この方は〇〇市に住んでおられるということで、登記簿謄本等を確認して探したんですけど、既にその場所には住んでおられないということで、行方不明ということでございます。

そうしているうちに、この４月に、この畑に妹さんが草刈りに来られているということでございます。その時に同意を得たいということで、再三お願いされましたけれども、疎明書の中にも記載のとおり、一切私どもは関知したくないという返事でございました。

そしてまた、この６月に、その妹の子どもさんが帰っておられて、再三何とか同意をしてほしいということで、お願いしましたが、関知したくないということで、そのまま同意もいただけないというようなことでございます。

私自身も、そのことをお聞きしまして、地域の自治会長さんなり、農会長さんなり、どこに住んでおられるところが分かればということで、いろいろ聞いたりしたんですけど、一切、分らないというような状況でございます。

同意につきましては、自治会長、農会長、あと、図面から言いましたら左側の方には同意を得ております。しかしながら、その場所についてはどうしても得られないということでございます。

そういうふうなことでございまして、この疎明書を添付していただいております。

そして、隣接する妹さんの農地は、地域委員会で見ていただきましたら、低いブロックで境をされております。従いまして、周辺農地の営農への支障はないと思われれます。また、使用貸借契約書も添付されております。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 ちょっと聞き逃したかもしれないんですけど、疎明書に関して、地元自治会長、農会長の話は、聞かれなかったというふうに聞いたんですが、聞かれたんですかね。

○委員 はい。私自身が、この農会長、自治会長にも、場所どこやということをお聞きしたんですけどね、実際どこにお住まいのところとか、ちょっと分からないということでございます。

○委員 草刈りに来られたときは、その申請者の人と所有者の人が話された。

○委員 そうです。申請者の方と話されています。それもたまたまいうことだったんですね。たまたま見つけて、頼むから同意してくれということと言われましたけど、家を建てることにつ

いては、同意するけども、同意印までは押さないと、要するに関わりたくないというようなことでございます。

そういうことを疎明書にも書いていただいています。

○議長　○○委員、よろしいですか。

自治会長、農会長については、そういう対応だったと。

○委員　住所も分からんし、言うたら申請者の意見を聞いて、その横の人の意見は、話ししてないということですね。

○議長　農会長、自治会長は「もう分からない」と、そういう回答だったんで。

○委員　近畿農政局からのほうで、「疎明書の提出があった場合は、申請者への事情聴取のみならず、地元関係者から事情を聴取するなど、事実関係を十分確認を得て」っていうふうに書いてあるんですけど、関係者から事情を、十分確認されとったらええんやけどっていう。

○議長　自治会長とか地元関係者に、同意を得たとして、確認はしたということの疎明書の中には確認をしたということになっていますし、農業委員としても確認をしたということだと。

○委員　疎明書の場合、後々問題になる場合がなきにしもあらずなんで、そこが十分話ししてもうとかんと、と思うんですけどね。

○議長　ほかに質問はありませんか。

○委員　議席番号○番、○○です。

この案件がどうこういうところは、皆さんこれから、さっき言うてたんですけど、今回やっ一般住宅で、今までは太陽光が多かったんで、当事者はまあそこにはいないというか、近隣にいらっしゃるかも分かれへんけど、今回この方、住まれるわけですね。これは多分人間関係がどうなのか。そこまでは農業委員としても関係はないですけども、やはりこれからいろんな、隣の方が、また転用して判子をついてもらったり、何か、まあ宅地になるから、関係ないのかも分からないですけど、境界のこととか、いろいろここで住まいが、拠点ができ上がるとなると。

というのは、正直、私も氷上町○○の案件であつたんですけど、転用後にちょいちょい反対された方から、いろいろと意見を頂戴すると聞いておりますんで、後々のその関係も、地元の委員さんがしっかりフォローというか、多分いろんな形で、これ○○の案件なんかやったらもう隣接の同意がなかったらもう押しませんという形で、地元関係者の判子をいただけなかった案件、皆さん、御記憶あると思うんですけども。

今回は地元の方がしっかり判子を押していただいているということで、非常に我々としては心強いとは思うんですけども、ただその辺の深刻さというか、意識を持って、自治会長は押されたのかなとなると、ちょっとこの案件、いろんな問題起きたときに、やはり農業委員会としてフォローしないといけないのかなと、する必要はないと思うんですけども、法律上は。

それも含めて、春日地域委員会で、念には念を入れて調整されたと思いますので、尊重はしますけども、やはり次に住宅を建てる時に反対が出てとなると、ちょっと我々もこれから慎重にいかないといけないのかなというふうに思いました。

これはただの意見です。申請に関して。すいません。

○委員　ちょっとよろしいか。

○○委員から言われたように、疎明書が出された場合、農業委員は、どちらからの意見も聞かんなん。今回、お聞きしとったら、片方ばかりの意見を聞いておられます。当の本人の

意見がない。直接的に何もありませんね。住所が分からなかったら、調べる方法は考えていただいて、片方の意見だけ聞くんじゃないし、印鑑を押さない人の意見も聞かんとあかん。それが農業委員の役目です。

○委員 この疎明書の中に、草刈に来られた時に私は関わりたくないと言われたと、書かれています。

○委員 いやいや。

○委員 いうことを向こうも言われた。

○委員 それは分かります。その内容を当人から農業委員もはっきり自分で聞かんとあかんのですよ。

○委員 申し訳ない。ちょっと会長、聞こえないです。

○委員 疎明書が出た場合、農業委員は両方の意見を取りあえず聞かんとあかん。それで納得して、これは仕方がないなと、そういう意見を出してもらうことになっています。

○委員 疎明書はほんなら、私も相手のところへ行ってみて聞くということを、行動を示したらいいですかね。

○委員 できるだけね、行方不明やったら仕方ないと思いますが。本来、どこかにおられるんやったら意見を聞かないといけません。本当は片方の意見だけ聞く、それを農業委員はしてはいけないんですよ。

○委員 場所が分かっているらね、その家を訪ねて行ったりしますが、今回は分からなかったもので、それが物理的にできない。

○委員 それでいいですわ。今は疎明書の意見を言うだけです。農業委員は相手から話を聞いて、「家を建ててもいいですよ。だけれども押印はしません。」という確認だけ、確実にとってもうとったら、それでいいんです。原則として、両方の意見は聞かんとあかんということだけです。

○委員 その内容をずっと見とかんとあかんわけですね。

○委員 いや、違うんです。そうしたら、今言いました相手方の1人が、家を建ててもいいけど、押印はしませんいう、それも確約してかちっと証拠として、疎明書で書いてあるんですね。

○委員 こっちにはもちろん書いてありますけどね。

○委員 それならはっきりしてるから、それでいいんですけど。

疎明書って、ほんまに軽く考えてもろたら困るんで。

○委員 疎明書の考え方はね、軽くとかいう話じゃなくして、大事なものだと思ってますんで、やっぱりそら相手に出会うことがね、まあ、出会えたら私自身もそりゃ話をしたいですけどね、それができない状態。

○委員 だから今言うたでしょ。相手が特定できない場合は、片方から家を建ててもいいですよ、ただし押印はしませんよって、きちっとそれが確認できとったらそれでいいんです。

○委員 それができるということです。

○議長 ちょっと話というか、説明が長くて、もうひとつ整理がついてないようですので、一旦暫時休憩をして、それでもう再度整理をして、疎明書の中身について説明をさせていただいて、それで判断していただいたらどうかというふうに思いますので、休憩を取りたいと思います。よろしくお願いします。

(休憩)

(再開)

○議長 会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、47ページの番号2番の案件でございます。

疎明書につきまして、春日地域委員会から、簡潔に整理をした説明を行っていただきたいと思います。

○委員 春日地域委員会より、疎明書について、要点をもう一度改めて説明したいと思います。

疎明書のポイントとしては4点ありまして、まずは押印すべき人、隣接所有者の住所については、登記事項証明書に記載されている住所地に、申請人が直接会いに行かれましたが、行方不明で、現在の住所も連絡先もつかめない状態です。それが1点目。

それから、たまたま4月に帰ってきておられるのを見つけ、平屋の建築の予定がある。それから転用のために隣接同意が欲しい。そういう旨をお願いしたところ、その日は忙しいと言われ、その後も返事もいただけず、連絡がないまま本日に至ってると。これが2点目。

それから3点目として、また別の日にたまたま出合っただけで、そのときは建築されることに異論はないが、同意書には関わりたくないと言われ、書面に押印をしてもらえなかったと。この3点が、本人から出てきています。

あと1点、担当農業委員としても、自治会長、農会長、知人等に、隣接所有者の所在地、住所地を確認するも不明であって、それ以外の努力はこれ以上できないと判断しています。

以上でございます。

○議長 今報告あったのが、疎明書の内容と、農業委員として行った内容でございます。

それにつきまして、そのほかこの番号2番の案件につきまして、質問、意見等ございませんか。

○○委員。

○委員 疎明書ですが、これから出てくるかどうか分からへんけど、もし出てきた場合には、農業委員2人で行って、確かにこの疎明書には間違いはないということを確認してもらわな、それが農業委員の義務やと思います。

○委員 疎明書ですけど、法律というのか、ルールの上では同意の判子、もしくは疎明書ということになっていまして、疎明書が同意の判子と同等の扱いという考え方になるかと思います。

ということは、疎明書の内容、ポイントとしては今伺ったところですけど、疎明書の内容は、地元の委員会は全部御存じやと。で、その内容が、同意の判子があるのと同様であるという判断ができるのかどうか。もうポイントはここやと思います。それがちょっとあやしいなというような段階でも、まあいこうと。前へいったときに、後ほど問題が、もしトラブルが出てきたときには、誰かが責任取らないかん。ちょっとその辺までも、究極のところでも考えた上で、同意の判子と、疎明書の内容が、同意があることと同様であるという判断ができるのかどうか、これをポイントにちょっと話をいただければと思います。

○議長 ○○委員のほうから意見がありました。同意の判子と同じ程度の疎明書を含め、確認が取れているものであるということかどうかという、その辺を判断したのかという内容になると思いますが、春日地域委員会としては、今の内容で、同等のものであるということで、今回総会に出せるという判断をされておるというふうに考えております。

そのほかの皆さんについて、どうかということで意見をいただければというふうに思います。

〇〇委員。

○委員 先ほど、議席番号〇番の委員から説明があった中でですね、妹さんのほうからの言葉として、住宅を建てられることについては、それはもう同意をすると。そやけどその判子を押したり、そうしたことは関わりたくないやという説明でした。

私はそれで、一応もう本人の同意をする意思の確認はできとると思うんです。で、申請者の方のほうから、あるいは農業委員さんのほうから、あるいは地域の自治会、そういった方が同意をいただく相手に話をしたいと思っても、住所が分からないので、それしかできんということなんで、それ以上のことは、やっぱりこちらとしてもできない状態でないかというふうに思いますので、今の疎明書にある内容で、私は同意の確認ができとるというふうに判断できるんじゃないかと思いますけども。もうそれでいいんじゃないかと思います。

○議長 そのほかに意見、ございませんか。

〇〇委員。

○委員 過去に、その〇〇の〇〇のことで、あそこで太陽光発電設備ができるということで、大分前ですけども、話があって、面積が大きくてあかんということで、青垣から確認に来てくれということで行かしてもうたんやけども、結局、太陽光発電設備は賛成やけども、判子は押さへんということで、それで同意書を取ったわけです。そしたら結局それで総会にかけて、確認してもうたら許可されたというようなこともあるさかい、今も、これもう地域委員会では、もうその辺は努力してはるんやさかいに、やっぱりそれはもう認めてやって通していかんと、これを後でごちゃごちゃ言うとなつたって、結局同じことになってくるさかいに、やっぱりこんだけ地域委員会としては、調べて努力して、しておられるんだと思います。

○委員 ただいま皆さん言われたように、前に出された同意書と疎明書の位置づけのところ読むと、関係者からの同意が得られなかった場合には、相手方に説明した日時、説明の内容、同意が得られなかった理由を記載した文書を、同意書に変えて申請書に添付されることにより、申請者による一定の説明義務を果たした旨を確認するため、疎明書を義務づけられていると書いてありますんで、私は十分されているんじゃないかなと思います。

○委員 私もそない思います。今〇〇さんのほうからも、氷上町の案件で、疎明書ありましたが、今ははっきり疎明書の内容を読んでいただいたら、それで結構やと思うんです。ちょっとぐちゃぐちゃとなつたんで、はっきり分からなかったんですが、読み上げていただいて、もうこれ以上はやむを得ないかと、私は判断します。

○委員 事案の理由の中でも、疎明書の中身が実際にほんとのことでない事実があった場合も、要するに書いてあった場合には、それをもって疎明書を作り直して、県から出させるというか、出させたいという嚴重注意のうえ、疎明書の再提出を求めたということがありますので、今言われたことが事実であれば、うそとか言ってませんよ。事実だと思いますよ。それでいいんじゃないかと思います。

○委員 すいません。僕はいっぱい言いましたけど、疎明書に関しては、もう確認報告する際はきちっと言ってほしいんです。今ちょっと申し訳ないけど、もやもやとなつたから、疎明書の内容は、はっきり言って、農業委員としてはこうしたってということを言ってもらえば、皆さん納得すると思うんです。

○委員 お聞きしていたら、委員として努力しとってんや、皆さん認めておられますけどね、相

手の方に全く出会えてないわけやから、それは努力をしたんやったら口述書に書かれたりしたらどうですか。それと1人で行かんと、2人で、最低2人で行って、2人で行かんと、疎明書の場合1人で行って、何やかんやいうより、やっぱり2人以上行ってされたほうが、後々の問題にならなくて、いいんじゃないかと思う。

○議長 疎明書等取扱いにつきましては、今後我々も再度勉強させていただいて、きちっとした上で報告ができるように、我々自身も直していかないかん部分もあろうかと思いますが、議題のほうに戻っていただきまして、現在、今、答弁していただいた内容から見ますと、大体おおむね同意できるのではないかというような意見を、いただいております。

反対の意見がなければ、進めたいと思いますが、意見等ございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 それでは、47ページの番号2番につきまして、意見等ございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

先ほどのように、疎明書につきましては今後、さらに勉強しながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号3番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号3番は、借人が一般住宅を建築するために、親子間で使用貸借権を設定して、転用する申請でございます。図面は50ページ、51ページにつけてございます。

新築するところは、雑種地も含まれております。その農地は、今年6月6日に農振除外された農地でございます。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする地域に近接し、その農地の集団規模がおおむね10ヘクタール未満のため、第2種農地と判定されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、使用貸借契約書も添付されております。農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第４号 番号１番～番号１４番 ～

○議長 続いて、５２ページ。議案第４号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号１番～番号５番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番を議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は５５ページに示しております。

６月１４日に確認したところ、現地は住宅になっているため、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期については昭和３０年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号２番から番号４番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は１０ページに示しております。

６月１４日に現地を確認したところ、〇番〇、〇番〇は工場、〇番〇は倉庫となっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期について、〇番〇、〇番〇は昭和４６年頃からで、〇番〇は昭和４０年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

番号３番も、地目変更のための非農地証明願です。図面は５６ページに示しております。

６月１４日に現地を確認したところ、〇番〇、〇番〇は住宅、〇番〇は車庫・納屋になっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期について、〇番〇は平成８年頃から、〇番〇は昭和４６年頃から、〇番〇は昭和３６年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題はないと考えております。

番号４番も同じく地目変更のための非農地証明願です。図面は９ページに示しております。

６月１４日に現地を確認したところ、〇番〇、〇番〇は農業用倉庫、〇番〇は道路用地となっており、農地への復旧は困難で、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期について、〇番〇、〇番〇は昭和４４年頃から、〇番〇は平成

3年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題はないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は57ページに示しています。

6月14日に現地確認したところ、現地は庭となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響ないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和30年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 利用状況のところに、これ住宅というふうに書いてあるんですけども、この55ページの地図を見てみますと、その斜線の中に住宅らしいものはないように見受けるんです。これ露天駐車場なのか、作業場であるのか、あるいは庭であるのか。それぞれの案件については、庭もあり、作業場もありというふうなことになると思うんで、これは建物のないところが住宅ということでよいんですか。

○委員 すいません。ここ、住宅の進入路となってるんです。

○事務局 事務局でございます。

議案書の訂正をお願いいたします。

53ページの番号1番、利用状況について、住宅から進入路に、議案書の訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

○議長 番号1番について、質問、意見等ございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号6番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は58ページに示しています。

6月14日に現地を確認したところ、資材置場兼作業場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないとも見込まれます。

また、農地でなくなったのは昭和51年頃からで、地元自治会長及び隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題ないと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号7番～番号9番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

春日地域委員会からの確認報告なんですが、まず番号7番についてのみ、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は59ページに示しています。

ちょっと〇〇の地図で、分かりにくいと思いますけれども、6月15日に春日地域委員会として現地確認しましたが、現地は擁壁となっております。農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成10年頃からでございます。地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番についてですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、該当委員退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは番号8番について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号8番を、議席番号〇番の〇〇が引き続き説明いたします。

番号8番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は同じく59ページに示しております。

6月15日に春日地域委員会として現地を確認しましたが、倉庫となっております。農地への復旧は困難でございまして、周囲の状況から見ても、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会として証明することに、問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会から確認報告が終わりました。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

該当委員復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 番号9番について、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は60ページに示しております。

6月15日に現地を確認いたしましたところ、昭和40年頃に、台風による大雨で土砂崩れが起こり、田んぼの形が崩れてしまいました。横の家の庭の一部となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和40年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに、問題はないと考えています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号10番～番号13番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 それでは番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は61ページに示しています。

6月13日に確認しましたところ、現地は合併浄化槽となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成6年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号11番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号11番は、地目変更のための非農地証明願です。地図は62ページに示しております。

6月13日に確認したところ、現地は露天駐車場になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成4年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 続いて番号１２番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６３ページに示しております。

６月１３日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和６３年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１３番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６４ページに示しております。

６月１３日に確認したところ、現地は進入路と露天駐車場となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成２年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号、番号１４番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１４番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１４番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は６５ページで、６月１３日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成２年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１４番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号１４番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

～ 議案第５号 ～

○議長 議案第５号、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第５号、番号１番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

丹波市長より、住まいるバンクに付随して売買を希望する農地について、別段面積設定の依頼を受けたため「平成２８年１２月２１日 空き家に付随した農地に係る農地法第３条第２項第５号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。図面は６８ページに示しております。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが、現況が復旧困難な農地でないことなどを確認しています。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号１番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、
適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を
定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号2番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

丹波市長より、住まいるバンクに付随して売買を希望する農地について、別段面積設定の依
頼を受けたため「平成28年12月21日 空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項
5号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。
図面は69ページに示しております。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作
されていないが、現況が復旧困難な農地でないことなどを確認しています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、適当と判
断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を
定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

続いて、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号3番～番号5番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

山南地域委員会から、確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

丹波市長より、住まいるバンクに付随して売買を希望する農地について、別段面積設定の依
頼を受けたため「平成28年12月21日 空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項
5号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。
図面は61ページに示しています。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作
されていないが、現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

続いて番号４番を、議席番号○番の○○が説明をいたします。

これも丹波市長より、住まいるバンクに付随して売買を希望する農地について、別段面積設定の依頼を受けたため「平成２８年１２月２１日 空き家に付随した農地に係る農地法第３条第２項５号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。図面は７０ページに示しています。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが、現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しています。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号５番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

丹波市長より、住まいるバンクに付随して売買を希望する農地について、別段面積設定の依頼を受けたため「平成２８年１２月２１日 空き家に付随した農地に係る農地法第３条第２項５号の別段の面積設定に係る取扱いについて」に照らし合わせながら、現地調査等を行いました。図面は６４ページに示しています。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが、現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３番、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４番、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

番号５番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号５番、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号５番、農地法第３条第２項第５号に定める別段の面積を

定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

～ 議案第 6 号 ～

○議長 続いて、議案第 6 号、農用地利用集積計画の決定について、別冊を御覧ください。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 6 号朗読。

○議長 柏原地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 番から番号 3 番について、6 月 1 5 日に柏原地域委員会におきまして確認をいたしました。が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 4 番から番号 1 6 番まで、6 月 1 4 日の氷上地域委員会におきまして確認をいたしました。が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 1 7 番から番号 1 9 番まで、6 月 1 4 日の青垣地域委員会におきまして確認をいたしました。が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 春日地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 2 0 番から番号 3 3 番まで、6 月 1 5 日の春日地域委員会におきまして確認をいたしました。が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 3 4 番から番号 3 6 番まで、6 月 1 3 日の山南地域委員会におきまして確認をいたしました。が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

番号 3 4 番の権利を受ける方は、〇〇市の認定農業者で、家から農地まで 9. 8 キロで、車で 1 4 分ぐらいです。

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号 3 7 番から番号 5 3 番まで、6 月 1 3 日の市島地域委員会におきまして確認をいたしました。が、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

補足といたしまして、番号 3 8 番、これは先月にもありましたけれども、農の学校の卒業生

であります。

番号40番と番号41番につきましては、元〇〇の職員さんで、主に春日地域で利用権を設定して、耕作されているというように聞いております。

それから、番号51番でございますけれども、後に3条で農地を取得される予定です。

○議長 各地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号、農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号、農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することといたします。

～ 報告第1号 ～

○議長 それでは、報告事項に入ります。

報告第1号、農地の形状変更届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号1番～番号3番朗読。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは質問等がないようですので、報告第1号、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、農地法施行規則該当転用届について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

質問等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 番号2番について、質問です。備考欄の意味がちょっと分からないんですけど。

○議長 山南地域委員会から、補足をお願いします。

○委員 その1つの428平米の田んぼの中で、187.46平米は、以前に2アール未満が出ています。今回はもう一度改めてじゃなくて、その横に〇〇を置かれますので、その2アール未満です。

○委員 分かりました。

○議長 よろしいですか。

○委員 失礼しました。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 報告第2号、農用地施行規則該当転用届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等、ございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ないようですので、報告第3号、公共工事の届出について、御承知おきください。

これで全ての議案は終了しました。何か意見、質問等ありませんか。

○委員 (議案書の内容について質問)

○議長 御指摘ありがとうございます。十分確認をして、表記するようにしたいと思います。

ほか、ございませんか。

ないようでしたら、事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 (会議の進め方について説明)

それでは少し時間がかかりましたけれども、これをもちまして、本日の会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和4年6月27日

議 長 ㊟

議事録署名委員（7番委員） ㊟

議事録署名委員（8番委員） ㊟